

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
日ごと日
の翌)

目次
◇条 例 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

条 例

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十三年二月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第二号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 職員の給与に関する条例(昭和二十六年二月鳥取県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第一条中「基き」を「基つき」に、「技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例」を「現業職員の給与の種類及び基準に関する条例」に、「技能労務職員」を「現業職員」に改め、「扶養手当」の下に「調整手当」を加える。

第二条第一項中「扶養手当」の下に「調整手当」を加える。

第七条の三第一項中「第一号及び」を「第一号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から七年以内、」に、「五千円」を「二万円」に改める。

第九条の次に次の一条を加える。

(調整手当)

第九条の二 調整手当は、民間における賃金、物価及び生計費が特に高い地域で人事委員会規則で定めるものに在勤する職員に支給する。その地域に近接し、かつ、民間における賃金、物価及び生計費に関する事情がその地域に準ずる地域に所在する公署で人事委員会規則で定めるものに在勤する職員についても、同様とする。

2 調整手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

- 一 甲地 百分の六
- 二 乙地 百分の三

3 前項の甲地及び乙地は、人事委員会規則で定める。

第十二条中「除く外」を「除くほか」に、「第十六条に規定する勤務一時間当りの給与額」を「第十六条第一項に規定する勤務一時間当りの給与額」に改める。

第十二条の二第三号中「扶養手当」を「扶養手当、調整手当」に改め、同条第四号中「及び扶養手当」を「、扶養手当及び調整手当」に改める。

第十三条から第十五条まで中「第十六条に規定する勤務一時間当りの給与額」を「第十六条第二項に規定する勤務一時間当りの給与額」に改める。

第十六条を次のように改める。

(勤務一時間当たりの給与額の算出)

第十六条 第十二条に規定する勤務一時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する調整手当の月額の合計額に十二を乗じ、その額を一週間の勤務時間に五十二を乗じたもので除して得た額とする。

2. 前三条に規定する勤務一時間当たりの給与額は、職員の勤務が特殊勤務手当のうち人事委員会規則で定めるものの支給の対象とならない勤務であるときは、給料の月額、これに対する調整手当の月額、初任給調整手当の月額、産業教育手当の月額、へき地手当の月額、定時制通信教育手当の月額及び農林漁業改良普及手当の月額の合計額に十二を乗じ、その額を一週間の勤務時間に五十二を乗じたもので除して得た額(以下この項において「月額給与の時間額」という。)とし、職員の勤務が特殊勤務手当のうち人事委員会規則で定めるものの支給の対象となる勤務であるときは、月額給与の時間額に人事委員会規則で定める額を加算した額とする。

第十六条の二第一項中「四百二十円」を「五百十円」に、「五百四十円」を「七百六十五円」に改める。

第十六条の四第二項中「扶養手当の月額」の下に「並びにこれらに対する調整手当の月額」を加え、「左の」を「次の」に改める。

第十六条の五第二項中「給料の月額」の下に「及びこれに対する調整手当の月額の合計額」を、「扶養手当の月額」の下に「並びにこれらに対する調整手当の月額」を加え、「左の」を「次の」に、「百分の四十」を「百分の五十」に改める。

別表第一から別表第五までを次のように改める。

別表第一 行政職給料表

職務の等級	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級	5 等級	6 等級	7 等級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	65,200	—	—	—	27,900	23,900	17,600
2	68,600	56,600	46,100	36,100	29,600	25,200	18,400
3	72,000	59,300	48,600	38,400	31,400	26,500	19,200
4	75,400	62,000	51,100	40,700	33,400	27,900	20,000
5	78,800	64,700	53,600	43,000	35,400	29,400	20,980
6	82,300	67,400	56,100	45,400	37,500	31,000	21,900
7	85,800	70,100	58,600	47,800	39,600	32,800	22,900
8	89,300	72,800	61,100	50,200	41,700	34,600	23,900
9	92,800	75,500	63,600	52,600	43,800	36,300	24,900
10	96,100	78,200	66,100	55,000	45,900	38,000	25,900
11	98,900	80,700	68,500	57,100	48,000	39,700	27,000
12	101,700	83,200	70,900	59,200	50,000	41,300	28,100
13	103,700	85,700	73,200	61,300	52,000	42,900	29,200
14	105,700	88,200	75,500	62,900	53,900	43,900	30,300
15	107,700	90,100	77,600	64,300	55,300	44,900	31,200
16		92,000	79,700	65,500	56,500		32,000
17			81,500	66,600	57,600		32,800
18			83,300	67,700	58,600		
19				68,800	59,600		
20					60,600		

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第二 公安職給料表

職務の等級	1 等 給	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
	円	円	円	円	円
1	—	—	26,500	23,000	20,500
2	52,600	37,500	28,300	24,000	21,300
3	55,100	39,800	30,300	25,100	22,100
4	57,600	42,100	32,400	26,500	23,000
5	60,100	44,400	34,500	28,200	24,000
6	62,600	46,700	36,600	30,200	25,100
7	65,100	49,200	38,700	32,200	26,500
8	67,600	51,700	40,800	34,200	28,200
9	70,100	54,200	42,900	36,200	30,100
10	72,600	56,600	45,000	38,200	32,000
11	75,000	59,000	47,100	40,200	34,000
12	77,400	61,400	49,200	42,200	36,000
13	79,700	63,500	51,300	44,200	38,000
14	82,000	65,600	53,400	46,200	40,000
15	84,100	67,700	55,500	48,200	42,000
16	86,200	69,300	57,600	50,200	44,000
17	88,000	70,700	59,500	52,200	46,000
18	89,800	71,900	61,100	54,200	48,000
19	91,600	73,000	62,300	56,200	50,000
20	93,400	74,000	63,500	58,100	52,000
21	95,200	75,000	64,600	59,700	53,900
22		76,000	65,600	60,900	55,500
23		77,000	66,600	62,000	56,700
24			67,600	63,000	57,800
25			68,600	64,000	58,800
26			69,600	65,000	59,800
27				66,000	60,800
28				67,000	61,800
29					62,800
30					63,800
31					64,800

備考 この表は、警察官に適用する。

別表第三 教育職給料表

イ 教育職給料表 (一)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級
号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
1	—	25,200	19,100
2	54,900	26,800	20,000
3	57,300	28,200	20,900
4	59,700	29,600	21,900
5	62,100	31,200	23,100
6	64,800	33,000	24,400
7	67,500	34,800	25,700
8	70,200	36,800	27,000
9	72,900	38,900	28,400
10	75,600	41,000	29,800
11	78,300	43,200	31,500
12	81,000	45,400	33,300
13	83,700	47,700	35,300
14	86,400	50,000	37,300
15	89,100	52,300	39,300
16	91,800	54,600	41,300
17	94,500	56,900	43,300
18	96,800	59,200	45,300
19	99,100	61,500	47,300
20	101,400	63,800	49,000
21	103,700	66,100	50,700
22	105,700	68,300	52,400
23	107,700	70,500	54,100
24	109,700	72,700	55,300
25	111,700	74,900	56,500
26		77,100	57,600
27		79,300	58,700
28		81,300	59,700
29		83,300	60,700
30		85,100	61,700
31		86,900	62,700
32		88,700	63,700
33		90,300	64,700
34		91,900	65,700
35		93,200	66,700
36		94,500	
37		95,800	
38		97,100	

備考 この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事委員会規則で定めるものに勤務する校長、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

□ 教育職給料表 (二)

職 務 の 等 級	1 等 級	2 等 級	3 等 級
号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
	円	円	円
1	—	21,900	19,100
2	44,600	23,600	20,000
3	46,900	25,200	20,900
4	49,200	26,800	21,900
5	51,500	28,100	23,100
6	53,800	29,400	24,400
7	56,100	30,900	25,700
8	58,400	32,600	27,000
9	60,700	34,300	28,300
10	63,000	36,200	29,600
11	65,300	38,200	31,100
12	67,500	40,300	32,600
13	69,700	42,400	34,200
14	71,900	44,500	35,800
15	74,100	46,700	37,400
16	76,300	48,900	39,000
17	78,500	51,100	40,600
18	80,500	53,200	42,200
19	82,500	55,300	43,500
20	84,400	57,400	44,800
21	86,300	59,300	45,800
22	88,100	61,200	46,800
23	89,700	62,800	47,800
24	91,300	64,400	48,800
25	92,600	66,000	
26	93,900	67,600	
27	95,200	69,000	
28	96,500	70,400	
29		71,800	
30		73,200	
31		74,600	
32		75,900	
33		77,200	
34		78,500	
35		79,700	
36		80,900	
37		82,100	
38		83,300	

備考 この表は、中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準ずるもので人事委員会規則で定めるものに勤務する校長、園長、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第四 研究職給料表

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級
号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
	円	円	円	円
1			24,300	20,900
2	60,200	39,000	25,800	22,000
3	63,000	41,700	27,400	23,100
4	65,800	44,400	29,100	24,200
5	69,000	47,000	31,100	25,600
6	72,200	49,600	33,300	27,000
7	75,500	52,200	35,500	28,500
8	78,900	54,800	37,800	30,300
9	82,800	57,200	40,100	32,100
10	86,800	59,600	42,500	34,200
11	90,800	62,000	44,900	36,300
12	94,900	64,400	47,300	38,500
13	99,000	66,800	49,600	40,700
14	103,300	69,100	51,900	42,900
15	107,600	71,400	54,200	45,100
16	111,900	73,700	56,500	47,200
17	115,800	75,800	58,700	49,200
18	119,700	77,900	60,800	51,200
19	123,400	80,000	62,900	53,000
20	126,300	81,800	64,500	54,500
21	129,100	83,500	66,100	55,900
22	131,900	85,200	67,500	57,300
23	134,700	86,700	68,900	58,400
24	136,900	88,200	70,200	59,500
25	139,100	89,700	71,500	60,500
26		91,200	72,800	61,500
27		92,700	74,100	
28		94,200		

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会規則で定めるものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第五 医療職給料表

イ 医療職給料表 (一)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級
号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
1	83,400	59,500	—	31,600
2	87,000	62,900	50,100	33,800
3	90,600	66,300	53,200	36,000
4	94,200	69,700	56,300	38,200
5	97,800	73,100	59,300	41,000
6	101,400	76,500	62,300	43,800
7	104,600	79,900	65,300	46,600
8	107,800	83,300	68,300	49,400
9	111,000	86,700	71,300	52,200
10	114,200	90,100	74,200	55,000
11	117,400	93,300	77,100	57,700
12	120,400	96,400	79,900	59,800
13	123,400	99,500	82,700	61,900
14	126,300	102,100	85,400	64,000
15	129,100	104,700	87,100	66,100
16	131,900	106,600	88,800	68,200
17	134,700	108,500	90,300	70,200
18	136,900	110,400	91,800	72,200
19	139,100	112,300	93,300	74,000
20			94,800	75,800
21			96,300	77,200
22				78,600
23				80,000

備考 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

□ 医療職給料表 (二)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
1	48,300 ^円	31,900 ^円	23,900 ^円	20,900 ^円	18,400 ^円
2	51,000	34,100	25,200	21,900	19,200
3	53,700	36,300	26,500	22,900	20,000
4	56,400	38,600	27,900	23,900	20,900
5	59,100	40,900	29,600	25,100	21,900
6	61,800	43,200	31,400	26,400	22,900
7	64,500	45,500	33,400	27,800	23,900
8	67,000	47,900	35,400	29,200	24,900
9	69,500	50,300	37,500	30,800	25,800
10	72,000	52,700	39,600	32,600	26,600
11	74,200	55,100	41,700	34,400	27,400
12	76,400	57,200	43,800	36,200	28,100
13	78,400	59,300	45,900	37,900	28,800
14	80,400	61,400	48,000	39,600	
15	82,100	63,000	49,900	41,300	
16	83,800	64,600	51,800	42,900	
17	85,400	65,800	53,700	43,900	
18	87,000	67,000	55,100	44,900	
19		68,200	56,300	45,700	
20			57,400	46,500	
21			58,300		
22			59,200		

備考 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職給料表 (㊦)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級
号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
1	40,500 円	31,400 円	23,100 円	18,900 円
2	42,800	33,400	24,300	19,900
3	45,100	35,600	25,600	20,900
4	47,300	37,800	26,900	22,000
5	49,500	40,000	28,200	23,100
6	51,700	42,100	29,600	24,300
7	53,900	44,200	31,200	25,500
8	56,100	46,300	32,800	26,800
9	58,300	48,400	34,400	28,100
10	60,500	50,400	36,100	29,400
11	62,600	52,400	37,800	30,800
12	64,700	54,400	39,500	32,300
13	66,400	56,200	41,200	33,800
14	68,100	57,800	42,800	35,300
15	69,700	59,100	44,100	36,800
16	71,300	60,400	45,400	38,000
17	72,900	61,600	46,600	39,200
18	74,200	62,600	47,800	40,200
19	75,500	63,600	49,000	41,200
20	76,800	64,600	50,000	42,200
21	78,000	65,600	51,000	
22	79,200	66,600	52,000	
23	80,400	67,600	53,000	
24	81,500			
25	82,600			
26	83,700			

備考 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する保健婦、助産婦、看護婦、准看護婦その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

(職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第二条 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(昭和三十二年十月鳥取県条例第三十六号)の一部を次のように改正する。

附則第二十八項の見出し中「鳥取県職員退職手当支給条例等」を「職員の退職手当に関する条例等」に改め、同項中「改正後の鳥取県職員退職手当支給条例」を「昭和四十三年改正条例附則第十二項の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例」に、「及び扶養手当」を「及びこれらに対する調整手当」に、「扶養手当及び暫定手当」を「これらに対する調整手当及び暫定手当」に、「改正後の職員の懲戒の手續及び効果に関する条例」を「昭和四十三年改正条例附則第十一項の規定による改正後の職員の懲戒の手續及び効果に関する条例」に、「給料」を「及びこれに対する調整手当の合計額」に、「給料と暫定手当の合計額」を「これに対する調整手当及び暫定手当の合計額」に改め、「改正後の職員団体の業務にもつばら従事する職員に関する条例第三条第二項中「扶養手当」とあるのは「扶養手当、暫定手当」とを削り、同項を附則第三十項とし、附則第二十項から附則第二十七項までを二項ずつ繰り下げ、附則第十九項中「改正後の条例第一条及び第二条第一項中「扶養手当、」とあるのは「扶養手当、暫定手当、」とを「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(昭和四十三年二月鳥取県条例第二号。以下「昭和四十三年改正条例」という。)第一条の規定による改正後の職員の給与に関する条例第一条、第二条第一項及び第十二条の二三号中「調整手当」とあるのは「調整手当、暫定手当」とに、「改正後の条例第十二条の二三号及び第四号中「及び扶養手当」とあるのは「扶養手当及び暫定手当」とを「同条例第十二条の二第四号中

「及び調整手当」とあるのは「調整手当及び暫定手当」とに、「改正後の条例第十六条中「給料の月額」とあるのは「給料の月額と暫定手当の月額との合計額」とを「同条例第十六条第一項中「及びこれに対する調整手当の月額」とあるのは「これに対する調整手当の月額及び暫定手当の月額」と、同条第二項中「これに対する調整手当の月額」とあるのは「これに対する調整手当の月額、暫定手当の月額」とに、「改正後の条例第十六条の四第二項中「及び扶養手当」とあるのは「扶養手当及び暫定手当」とを「同条例第十六条の四第二項中「並びにこれらに対する調整手当の月額」とあるのは「これらに対する調整手当の月額並びに暫定手当の月額」とに、「改正後の条例第十六条の五第二項中「給料の月額」とあるのは「給料の月額と暫定手当の月額との合計額」と、「及び扶養手当」とあるのは「扶養手当及び暫定手当」とを「同条例第十六条の五第二項中「及びこれに対する調整手当の月額」とあるのは「これに対する調整手当の月額及び暫定手当の月額」と、「並びにこれらに対する調整手当の月額」とあるのは「これらに対する調整手当の月額並びに暫定手当の月額」とに改め、同項を附則第二十一項とし、附則第十七項及び第十八項を二項ずつ繰り下げ、附則第十六項中「前項」を「附則第十五項」に改め、同項を附則第十七項とし、同項の次に次の一項を加える。

18 附則第十六項の規定により支給される暫定手当の額は、給料表の各職務の等級の号給又は給料月額ごとに、当該号給又は給料月額についての昭和四十二年八月一日における前項の規定による三級地(附則第十五項に規定する地域区分が三級地である地域をいう。)に係る暫定手当の月額に、昭和四十三年三月三十一日までは五分の一を、同年四

月一日以降は五分の二をそれぞれ乗じて得た額に相当する額とする。
附則第十五項の次に次の一項を加える。

16 前項に規定する職員以外の職員にも、昭和四十三年一月一日から昭和四十五年三月三十一日までの間、月額の暫定手当を、人事委員会規則の定めるところにより支給する。

(技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第三条 技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和三十三年十月鳥取県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

現業職員の給与の種類及び基準に関する条例

第一条中「技能労務職員」を「現業職員」に改める。

第二条及び第三条第一項中「扶養手当」の下に「調整手当」を加える。
第四条の二を第四条の三とし、第四条の次に次の一条を加える。

(調整手当)

第四条の二 調整手当は、民間における賃金、物価及び生計費が特に高い地域で知事が定めるものに在勤する職員に支給する。その地域に近接し、かつ、民間における賃金、物価及び生計費に関する事情がその地域に準ずる地域に所在する公署で知事が定めるものに在勤する職員についても、同様とする。

第十五条中「勤務一時間当りの給料」を「勤務一時間当たりの給与額」に改める。

附則第三項中「第二条及び第三条第一項中「扶養手当」とあるのは「扶養手当、暫定手当」とを「第二条及び第三条第一項中「調整手

当」とあるのは「調整手当、暫定手当」とに改め、「第十五条中

「給料」とあるのは「給料及び暫定手当の合計額」とを削り、同項を附則第四項とし、附則第二項の次に次の一項を加える。

3 前項に規定する職員以外の職員にも、昭和四十三年一月一日から昭和四十五年三月三十一日までの間、月額の暫定手当を支給する。

(企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第四条 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和四十一年十二月鳥取県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、同項に次の見出しを附する。

(施行期日)

附則第一項の次に次の二項を加える。

(暫定手当)

2 暫定手当は、昭和四十三年一月一日から昭和四十五年三月三十一日までの間、給料の支給を受ける職員に対して支給する。

3 職員に暫定手当が支給される間は、第二条第三項中「初任給調整手当」とあるのは「初任給調整手当、暫定手当」と読み替えて、この規定を適用する。

附則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の職員の給与に関する条例(同条例第一条(調整手当に関する部分を除く。)、第十六条第二項(給料及びこれに対する調整手当に関する部分を除く。)、第十六条の四(同条例第一項に規定する基準日が十二月一日である期末手当に関する部分を除く。))及

び第十六条の五(同条第一項に規定する基準日が十二月一日である勤勉手当に関する部分を除く。)を除く。以下「改正後の条例」という。

の規定、第二条の規定による改正後の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(以下「改正後の昭和三十二年改正条例」という。)の規定、第三条の規定による改正後の現業職員の給与の種類及び基準に関する条例(同条例の題名及び第一条を除く。)の規定、第四条の規定による改正後の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の規定並びに附則第七項及び第十項の規定、附則第十一項の規定による改正後の職員の懲戒の手続及び効果に関する条例(昭和二十六年九月鳥取県条例第四十号)の規定並びに附則第十二項の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例(昭和三十七年十二月鳥取県条例第五十一号)(同条例第九条を除く。)の規定は、昭和四十二年八月一日から適用する。

(最高号給等の切替え等)

ろ 昭和四十二年八月一日(以下「切替日」という。)の前日において職務の等級の最高の号給又は最高の号給をこえる給料月額を受ける職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会が定める。

(切替日から施行日の前日までの間の異動者の号給等)

4 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間において、第一条の規定による改正前の職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動があつた職員のうち人事委員会の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けるこ

ととなる期間は、人事委員会の定めるところによる。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

5 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行なうことができる。

(旧号給等の基礎)

6 附則第三項から前項までの規定の適用については、改正前の条例の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、同条例及びこれに基づく人事委員会の定めに従つて定められたものでなければならない。

(調整手当と暫定手当との調整等)

7 改正後の条例第九条の二の規定により調整手当を支給される職員に対しては、改正後の昭和三十二年改正条例附則第十五項及び第十六項の規定にかかわらず、暫定手当は、支給しない。

(昭和四十三年四月一日以降の給料月額等)

8 改正後の条例別表第一から別表第五までに掲げる給料表の昭和四十三年四月一日以降における適用については、これらの給料表に掲げる給料月額は、いずれも、その額に、同日から昭和四十四年三月三十一日までの間においては当該職務の等級の号給についての切替日における改正後の昭和三十二年改正条例附則第十七項の規定による三級地(同条例附則第十五項に規定する地域区分が三級地である地域をいう。)に係る暫定

手当の月額(以下「三級地支給額」という。)に五分の一を乗じて得た額に相当する額を、昭和四十四年四月一日から昭和四十五年三月三十一日までの間においては三級地支給額に五分の三を乗じて得た額に相当する額を、同年四月一日以降においては三級地支給額に五分の五を乗じて得た額に相当する額をそれぞれ加えた額に読み替えるものとし、昭和四十三年三月三十一日、昭和四十四年三月三十一日又は昭和四十五年三月三十一日において職務の等級の最高の号給をこえる給料月額を受ける職員それぞれ昭和四十三年四月一日、昭和四十四年四月一日又は昭和四十五年四月一日以降における給料月額は、人事委員会規則で定める額とする。

(給与の内払)

9 改正前の条例又は改正前の昭和三十二年改正条例の規定に基づいて切替日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、それぞれ、改正後の条例又は改正後の昭和三十二年改正条例の規定による給与の内払とみなす。この場合において、改正後の条例の規定により調整手当を支給されることとなる職員に支払われた暫定手当は、改正後の条例の規定による調整手当の内払とみなす。

(人事委員会への委任)

10 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に關し必要な事項は、人事委員会が定める。

(職員の懲戒の手續及び効果に關する条例の一部改正)

11 職員の懲戒の手續及び効果に關する条例の一部を次のように改正する。
 第三条中「給料」を「給料及びこれに対する調整手当の合計額」に改める。

(職員の退職手当に關する条例の一部改正)

12 職員の退職手当に關する条例の一部を次のように改正する。

第五条第三項中「及び扶養手当」を「、扶養手当及びこれらに対する調整手当」に改める。

第九条第五項中「技能勞務職員の給与の種類及び基準に關する条例」を「現業職員の給与の種類及び基準に關する条例」に、「技能勞務職員」を「現業職員」に改める。